

令和8年度 福岡県 新進気鋭の芸術家活動支援事業
募 集 要 領

1 概要

福岡県では、文化芸術の向上・発展に貢献する人材を支援するため、令和7年度から新たな助成事業として「新進気鋭の芸術家活動支援事業」を開始しました。

本県にゆかりのある39歳以下の意欲的な若手芸術家や芸術団体等を対象に、創作活動、発信活動、海外への挑戦など、幅広い活動を支援します。

2 助成事業について

(1) 助成事業の内容

① 海外チャレンジ助成

次の④又は⑥に当てはまるもの

④ 海外で実施する芸術創造活動・・・海外公演・展示など

⑥ 海外で行われる芸術研修やコンクール等への参加活動
・・・海外の芸術団体や学校等により実施される研修・講座・レッスン
海外の著名なコンクール、コンテスト、海外でのリサーチ活動 など

② 国内ステップアップ助成

認知度向上が見込まれる著名な会場やイベントにおいて実施する芸術創造・発信活動で、次の④又は⑥に当てはまるもの

④ 自らが主催し、一般に公開・発表する芸術創造・発信活動
・・・展示会、コンサート・公演 など

⑥ 著名な芸術創造・発信イベントへの参加
・・・アートプロジェクト、アートフェア、コンクール など

(2) 助成の対象となる活動期間

令和8年6月1日（月） から 令和9年3月31日（水） まで

(3) 助成の対象外となる活動

以下の活動は、助成の対象外とします。

- ① 専ら営利を目的とするもの
- ② 政治的、宗教的な宣伝意図を持つもの
- ③ 他に福岡県からの助成を受けているもの

3 助成の要件

助成の対象となる活動を行う者は、以下の要件を全て満たす個人及び団体とします。

(1) 個人

- ① 福岡県在住、福岡県出身^{※1}又は福岡県に活動の本拠を有していること
- ② 令和8年4月1日現在、39歳以下であること
- ③ 申請する芸術分野での公開活動の実績が1回以上あること
- ④ 令和9年度に福岡県内で開催する成果報告会^{※2}への参加が可能であること
- ⑤ 助成対象となる活動の終了後も、文化芸術活動を継続していく意思があること

(2) 団体^{※3}

(国、地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している法人は除く)

- ① 福岡県内に活動の本拠を有していること
- ② 主たる構成員に、芸術家、プロデューサー、制作者、キュレーター等が在籍しており、かつ、当該者が令和8年4月1日現在、39歳以下であること
- ③ 申請する芸術分野での公開活動の実績が1回以上あること
- ④ 令和9年度に福岡県内で開催する成果報告会^{※2}への参加が可能であること
- ⑤ 定款又は定款に類する規約、会則等を有すること
- ⑥ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- ⑦ 経理及び監査に係る体制が明確であること
- ⑧ 政治活動、宗教活動を目的としていないこと
- ⑨ 申請する活動を主体となって実施するとともに、当該活動に要する経費を負担すること
- ⑩ 助成対象となる活動の終了後も、文化芸術活動を継続していく意思があること

※1 出生から18歳までの間に1年以上の居住歴又は通学歴がある者

※2 令和9年秋頃に、展示、ブース出展又はステージイベント等を実施予定（採択後、助成の対象者へお知らせします。）

上記成果報告会に係る会場使用料及び基本的な展示器材経費については、実行委員会が負担します。

※3 暴力団関係者（暴力団、暴力団員等、団体の構成員に暴力団員等に該当する者がいる場合）は対象外

4 審査項目

採択に当たっては、以下の観点から有識者による審査ののち、総合的に判断します。

審査項目	審査の観点
実現性	・当該分野で一定程度の活動経験や修練を積んでおり、現在も継続的に活動している ・活動規模やスケジュールが妥当であり、実現性の高い具体的な内容である ・活動を確実に実現できる運営体制、人身体制、連携先などが整っている
将来性	・芸術家にとって成長が見込まれ、今後の発展が期待できる計画である ・助成対象となる活動の期間終了後のビジョンが明確であり、継続的な活動が計画され、当該分野での今後の活躍が期待される
芸術性 創造性	・出演者や作品等の技術水準が一定以上である ・興味関心を惹きつける工夫がなされている ・他の芸術家や芸術団体の興味を引く斬新な内容である ・当該分野での活動実績や経験を踏まえ、新たなアイデアや創作手法に挑戦する意欲的な取り組みである

5 助成の対象経費

＜対象となる経費＞※助成対象活動期間内に発注・契約し、かつ支払いが完了しているものに限る。

費目	(細目)	主 な 内 容
	受講費	受講費、研修参加費
作品制作費 出演費	出演費	出演料、演奏料、指揮料、歌唱料
	作品制作費	制作材料費、作曲料、編曲料、作詞料、撮影費、編集費、機材レンタル料
	企画・演出費	演出料、構成料、監修料、振付料、舞台監督料、脚本料、プロデューサー料、コーディネーター料、企画料、著作権使用料
運搬費 旅費	旅費	渡航費（燃油特別付加運賃等含む）、交通費、宿泊費、ビザ取得経費（助成対象となる活動の実施に必要なもののみ）
	運搬費	作品梱包・運搬費、楽器運搬費、道具運搬費
舞台設営費 会場使用料	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、稽古場借料
	設営料	会場設営・撤去費（展示造作物制作費、インストール費を含む）、設営スタッフ謝金、展示機材レンタル費 会場看板作成費
音響・照明 舞台費	音響・照明	照明機材費・人件費、音響機材費・人件費、映像機材費・人件費
	舞台	大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、衣装製作費、メイク費
	スタッフ謝金	会場スタッフ謝金、会場整理員謝金、ガイドスタッフ謝金、監視員謝金
広報費	広報費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、広報用特設 HP デザイン費
	印刷製本費	プログラム・パンフレット印刷費、台本印刷費、活動関係資料印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費
	通信料	案内状・チラシ送付料
その他	記録料	記録集作成費、録画費、録音費、写真費、アーカイブ製作費（有料頒布を行わない記録物の作成に係る経費） ※有料頒布する記録物の作成経費は助成対象外経費に該当
	著作権料・保険料	著作権使用料、催事保険料、作品・楽器運搬保険料

＜対象外となる経費＞

収支予算書の 「助成対象外経費」 欄に記載する経費	・有料で頒布するパンフレット、図録、記録集、販売物（CD・DVD・書籍）等の作成経費（原稿執筆謝金、印刷費など） ・航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン車料金など） ・自身が設置・管理する会場における使用料
収支予算書に 記載できない経費 ※「助成対象外経費」 にも記載不可	・申請者本人（団体の場合は構成員を含む）への報酬・謝金 ・団体や個人の財産となるものの購入費（美術作品、楽器、機材、事務機器・事務用品等の購入・借用、書籍・資料の購入など） ・団体の維持管理運営費（事務所賃料、人件費、ウェブサイト運用） ・行政機関に支払う手数料（パスポート取得経費、印紙代など） ・飲食に係る経費（飲食代、接待費、交際費、レセプション費、打ち上げ費、ケータリング・弁当代など） ・その他（記念品代、賞金） ・雑費、予備費など、使途が明確ではない経費

6 助成額

助成事業名	助成金の額	限度額
海外チャレンジ 助成	以下のいずれか少ない額を助成します。 ① 助成対象経費の1/2	50万円
国内ステップアップ 助成	② (助成対象経費+助成対象外経費) から、入場料等の収入及び他団体からの補助金、助成金、協賛金等の収入を差し引いた額	30万円

※ 交付決定額は、本助成事業の予算等を総合的に勘案して決定するため、申請額に満たない場合があります。また、交付決定額は千円未満を切り捨てた額とします。

7 申請に必要な書類等

(1) 助成金交付申請書(様式第1号)

(2) 活動計画書(別紙1)

(3) 収支予算書(別紙2)

※交付申請額は、「助成対象経費の1/2」より少ない額であることを、申請前に確認してください。「助成対象経費の1/2」を超えた額で申請された場合、減額して交付決定する場合があります。

(4) (個人申請の場合) 申請者基本情報(別紙3-①)

(団体申請の場合) 申請団体基本情報(別紙3-②、3-③)

※欄内に収まらない場合は、別紙の添付を可とします。

(5) (団体申請の場合のみ) 定款又は定款に類する団体規約、役員名簿、業務概要

(6) (個人申請の場合) 住所または出生地・通学歴を証明する書類

※免許証(両面)、マイナンバーカード(表面のみ)、住民票の写し又は戸籍の附表、福岡県内の高等学校・大学等の在学証明書又は卒業証明書等を添付のこと

(団体申請の場合) 事務所等所在地を証明する書類

※定款等に明記されている場合は省略可

(7) 暴力団等に該当しないこと等の「誓約書」

(8) (申請者が未成年者の場合) 親権者同意書

(9) PR動画

(助成を受けたい活動に対する動機や意気込み、技術や活動状況がわかる5分以内の動画)

(10) その他審査の参考となる資料

(例)・助成を受けたい活動の具体的内容が分かる資料、広報物

・ポートフォリオ・作品集データ ・メディア記事等の添付

※ 大量の媒体・データを送付された場合、審査において全て確認できませんのでご了承ください。

【申請に関する注意事項】

- ・ 申請様式は、以下からダウンロード可能です。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/art-josei26yo.html>



- ・ 申請書類提出後、活動内容および予算額に大きな変更が生じないように、内容を十分に検討の上、具体的に記載してください。
- ・ 申請受付期間中又は審査期間中に、申請した活動をやむを得ない事情により中止する場合は、メールまたは電話にて速やかにご連絡ください。
- ・ 締切後の活動内容等の変更は受け付けません。
- ・ 申請書類等は、個人情報保護の観点から事務局にて厳重に管理します。なお、提出された申請書は、本助成事業及びこれに付随する目的以外で利用することはありません。
- ・ 採否を問わず、送付された書類、PR動画及び各種媒体の返却はできませんので、あらかじめご了承ください。

【PR動画に関する注意事項】

(1) PR動画について

- ・ PR動画は、審査会における重要な審査対象資料となります。以下の2点を収録の上、5分以内の動画として提出してください。
 - ① 過去や現在の活動状況、助成を受けたい活動に対する動機や意気込み
 - ② これまでの活動の実績や技術・活動状況等が分かるもの（映像・音楽資料）
- ・ 5分を超える演奏・舞台等の映像については、最もアピールできる箇所が確認できるように編集してください。
- ・ 映像資料や音楽資料を動画で提出できない場合は、別途、音源や写真等を添付してください。

(2) 提出方法

- ・ PR動画及びその他審査の参考となる資料（音源・写真等）は、USB、DVD又はギガファイル便で提出してください。
- ・ USB又はギガファイル便にて提出する場合は、mp4形式としてください。
- ・ ギガファイル便の提出先は、「9 提出方法・提出先」のとおりです。
- ・ DVDで提出する場合は、一般的な日本製プレーヤーで再生可能なDVDビデオ形式にしてください。DVDはハードケース（不織布不可）に入れてください。
- ・ DVDの盤面・ハードケース、USB、またはギガファイル便で送付するファイル名には「申請者氏名または団体名称」を明記してください。

8 申請受付期間

令和8年2月13日（金）～ 3月23日（月）23時59分

※郵送の場合は消印有効、メールは必着

※申請は、申請受付期間中に、7（1）～（9）に記載の書類及びPR動画が全て提出された時点で成立するものとします。申請期間内に、必要書類の一部又は全部が提出されない場合、申請は受理できませんのでご注意ください。

9 提出方法・提出先

郵送又は電子メールにて、以下の宛先まで提出してください。

【郵送】

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
新進気鋭の芸術家活動支援事業実行委員会
(福岡県文化振興課 文化第二係内)

【電子メール】 ※PR動画等のギガファイル便の提出先も含む

新進気鋭の芸術家活動支援事業実行委員会
メールアドレス：bunshin@pref.fukuoka.lg.jp

10 交付決定（採択決定）通知

交付決定に当たっては、「4 審査項目」に記載の項目を重視し、審査を実施します。
審査後、採否にかかわらず、令和8年6月下旬（予定）に、文書にて通知します。

申請件数や審査の進捗状況によって通知の時期が前後する場合があります。あらかじめご了承ください。

【採択の場合】

「交付決定通知書（様式第2号）」により、助成金額を通知します。

- ※ 交付決定後に活動経費が増額になった場合であっても、助成金額が増額することはありません。
- ※ 交付決定後に活動内容が変更となった場合は、助成金額が減額されることがあります。
- ※ 交付決定後、申請者、活動内容又は収支計画に虚偽の記載や重大な変更が認められた場合、助成金交付額の減額や交付決定の取り消しを行うことがあります。

【不採択の場合】

別途、文書で不採択となった旨を通知します。

※ 採否の理由については、お答えできませんのでご了承ください。

11 助成金の交付フロー

（1）実績報告書の提出

助成対象者に採択された場合、助成対象となる活動の完了後30日以内、または令和9年3月31日のいずれか早い期日までに、「実績報告書（様式第8号）」及び活動経費を支払ったことがわかる領収証等の必要な書類を添えてご提出いただきます。

（2）助成金額の確定

実績報告書をご提出いただいた後、内容を審査し、「交付額確定通知書（様式第9号）」にて助成金額を通知します。

助成金額は、「交付決定通知書（様式第2号）」に記載された額を上限とします。

(3) 助成金の交付請求

「交付額確定通知書」による通知後、「交付請求書（様式第10号）」に、支払先の口座が分かる通帳の写し等を添付の上、ご提出いただきます。

(4) 助成金の支払い

助成金を指定の口座に振り込みます。

※ 活動を実施するに当たって必要と認められる場合に限り、実績報告書の提出前に助成金の一部を概算払にて交付することが可能です。

概算払は助成対象活動につき1回限り、交付決定額の2分の1を上限とします。

12 助成対象者に採択された場合の注意事項

以下の事項について、申請前に必ずご確認ください。

(1) 採択結果・申請内容の公表

採択された場合、採択された活動の概要、交付決定額等の情報を、福岡県ホームページ等で公表します。

(2) 活動状況報告

交付決定後、一定期間経過後に採択された活動の状況について、報告をお願いします。（報告時期等については採択後、助成の対象者へお知らせします。）

(3) 助成名義の表示

採択された場合、チラシ、ポスター、プログラム等の印刷物やウェブサイト等で、「福岡県 新進気鋭の若手芸術家活動支援事業」の助成名義を表示していただきます。

(4) 会計書類の収集について

実績報告書の提出（「11 助成金の交付フロー」参照）時に、実施した活動の経費について、以下のいずれかの支払関係書類（原本又は写し）を提出する必要があります。

① 領収書

② 請求書＋金融機関利用明細書（通帳の写し、振込明細書等）

支払関係書類に不備がある場合、当該経費は助成対象外となり、交付額が減額されることがあります。

- ・ 支払関係書類の名称は、申請者名と一致させること（略称不可）
- ・ 発行日、宛名、発行元、押印、但し書きなど、会計書類として必要な項目に漏れがないようにすること

(5) 助成金の支払口座

助成金は、「交付請求書（様式第10号）」に記載の口座に振り込みます。

受取口座の名義は、原則、個人の場合は申請者本人、団体の場合は法人名義（任意団体の場合は、団体名又は団体代表者名義）の口座に限ります。

請求者と口座名義人が異なる場合は、委任状（様式任意）の添付が必要です。

(6) 助成対象となる活動の経理及び関係書類の保管

助成対象者は、助成金交付に関する一連の通知、関係書類、帳簿、および支払関係書類（領収書、請求書、金融機関利用明細書等）を他の経費と区分して整理し、助成金の交付を受けた年度の終了後、5年間保管しなければなりません。

全ての提出書類について、控えをとり保管してください。

(7) 成果報告会

助成対象者は、令和9年度秋頃に福岡県内（福岡地区を予定）で実施する成果報告会に参加していただきます。分野により、展示、ブース出展又はステージイベント等の形式を予定しています。

詳細は、交付決定後にてお知らせします。

(8) 助成対象活動期間終了後の活動状況調査

翌年度以降、助成対象となる活動終了後の活動状況等について調査を行う予定です。調査の際はご回答をお願いします。

13 ご質問・お問い合わせについて

本助成金に関するお問い合わせは、以下の電子フォーム（ふくおか電子申請システム）をご利用ください。担当者が内容を確認後、回答いたします。

【お問い合わせフォーム】

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/PhAyIpox>

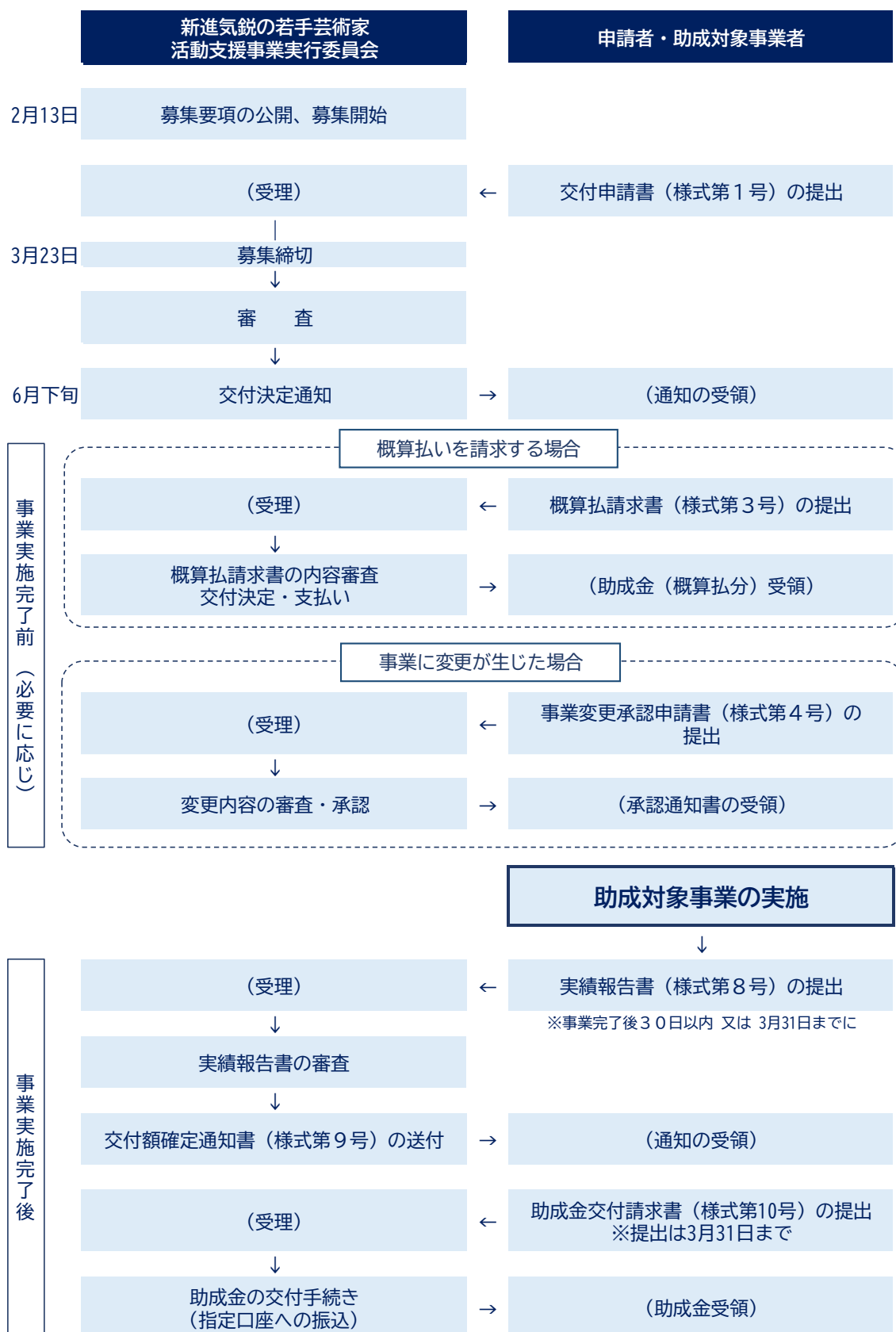


お問い合わせはこちら

※ お急ぎの場合や、4営業日を過ぎても回答がない場合は、お手数ですが事務局まで電話又はメールでお問い合わせください。なお、電話又はメールの場合も、回答までに数日かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※本事業は、令和8年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては事業内容を変更することがあります。

新進気鋭の芸術家活動支援事業助成金 事務手続きフロー



◆ 福岡県 新進気鋭の芸術家活動支援事業実行委員会事務局

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7－7（福岡県文化振興課内）

TEL：092-643-3383 FAX：092-643-3347

E-mail：bunshin@pref.fukuoka.lg.jp



募集ホームページ